放射性物質汚染対処特措法第 11 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 32 条第 1 項及び第 36 条第 1 項の環境省令で定める要件案

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「法」という。)第11条第1項、第25条第1項、第32条第1項及び第36条第1項の環境省令で定める要件については、「除染に関する緊急実施基本方針」(平成23年8月26日原子力災害対策本部決定)等も踏まえつつ、以下のとおり定めることとする。

なお、これらの要件に係る考え方については、現在、別途パブリックコメントを行っている法第7条に基づく基本方針骨子案に記述している。

※ 本パブリックコメントの対象以外の政省令事項についても、後日、別途パブリックコメントを行う予定であるが、本パブリックコメントは、法第13条第1項、第28条第1項及び第36条第1項に定める計画(対策地域内廃棄物処理計画、特別地域内除染実施計画及び除染実施計画)の策定にあたり予め必要となる各地域の指定に関する事項について先に行うものである。

I 廃棄物処理関係

1. 汚染廃棄物対策地域の指定の要件 【法第11条第1項関係】

汚染廃棄物対策地域の指定の要件については、空間線量が高いこと及び国の指示 に基づき立入りが制限されている地域であることを踏まえ、

○ <u>警戒区域又は計画的避難区域である地域</u>とする。

Ⅱ 除染関係

1. 除染特別地域の指定の要件 【法第25条第1項関係】

除染特別地域の指定の要件については、空間線量が高いこと及び国の指示に基づき立入りが制限されている地域であることを踏まえ、

○ <u>警戒区域又は計画的避難区域である地域</u> とする。

2. 汚染状況重点調査地域の指定の要件 【法第32条第1項関係】

汚染状況重点調査地域の指定の要件については、

- <u>当該地域における放射線量が一時間当たり 0.23 マイクロシーベルト (※1)</u> <u>以上 (※2) であること</u> とする。
 - (※1)「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」(平成23年10月10日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会第一回合同検討会の参考資料2の別添2)参照
 - (※2) 法第32条第1項では「地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境 省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、その地域を汚染状況重点調査地域として指定する」こととされている。よって、環境省令では「放射線量が一時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であること」を定めることとする。
- 3. 除染実施計画を定めることとなる区域の要件 【法第36条第1項関係】

除染実施計画を定めることとなる区域の要件については、

- <u>その区域における放射線量が一時間当たり 0.23 マイクロシーベルト (※3)</u> <u>以上 (※4) であること</u> とする。
 - (※3)「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」(平成23年10月10日災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会第一回合同検討会の参考資料2の別添2)参照
 - (※4) 法第36条第1項では「汚染状況重点調査地域内の区域であって、(中略)事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染実施計画を定める」こととされている。よって、環境省令では、「放射線量が一時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であること」を定めることとする。